

防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査結果

防災課

1 調査の趣旨等

平成23年3月11日に発生した東日本大震災など、我が国はこれまで幾多の大地震による被害を受けてきました。今後も、南海トラフ巨大地震や首都直下地震などの大規模な地震の発生が懸念されています。

そうした中、庁舎、消防署、学校などの地方公共団体（都道府県及び市町村）が所有又は管理する公共施設等は、多数の方々の利用が見込まれる外、災害発生時には災害応急対策の実施拠点や避難所となるなど、防災拠点として重要な役割を果たすものであり、これらの施設等の耐震化は極めて重要です。

消防庁では、平成13年度から地方公共団体が所有又は管理している防災拠点となる公共施設等の耐震化状況の調査を実施しており、このたび、平成27年度末時点の調査結果を取りまとめました。

2 調査結果

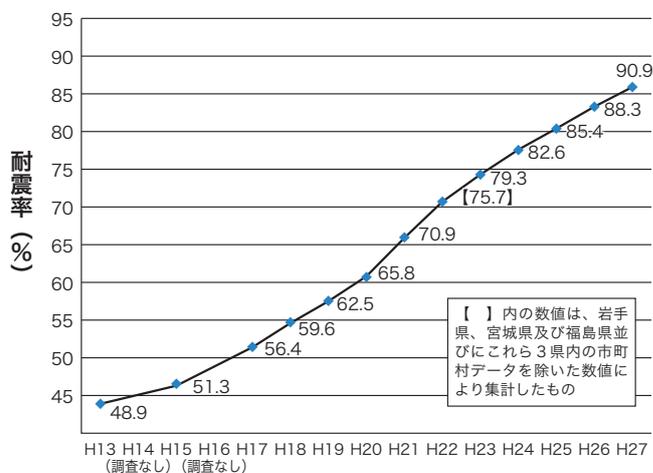
(1) 平成27年度末耐震率：90.9%（図1）

平成27年度末時点で地方公共団体が所有又は管理する防災拠点となる公共施設等は全国で18万2,289棟あります。このうち16万5,665棟の耐震性が確保されており、耐震率は90.9%となります。前回調査（平成26年度末：88.3%）と比較すると、2.6ポイント上昇しました。

なお、本調査における「耐震率」は、対象となる全棟数に占める「耐震性が確保されている」棟数の割合です。「耐震性が確保されている」としたものは、次のとおりです。

- ① 建築基準法が改正された昭和56年6月1日以降の新耐震基準で建築された建築物
 - ② 耐震診断の結果「耐震性能を有する」と診断された建築物
 - ③ 耐震改修整備を実施した建築物
- 調査を始めてからの耐震率の推移を示すと、図1のとおりです。

図1 防災拠点となる公共施設等の耐震率の推移



(2) 耐震率の高い都道府県

耐震率の高い上位3都道府県は、次のとおりです（括弧内は平成26年度末の数値）。

- 1 東京都98.3%（97.9%）
- 2 静岡県96.8%（95.6%）
- 3 三重県96.4%（94.8%）

都道府県別では、東海地震に係る地震防災対策強化地域内の都県が、上位に多くなっています（強化地域内の都県：東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）。

(3) 耐震率の高い施設

耐震率の高い上位3施設は、次のとおりです（括弧内は平成26年度末の数値）。

- 1 文教施設（校舎・体育館）97.2%（94.6%）
- 2 消防本部・消防署所 88.3%（86.1%）
- 3 診療施設 88.0%（85.2%）

また、施設別の耐震率は、表1のとおりです。

表1 施設別の耐震率（都道府県+市町村）

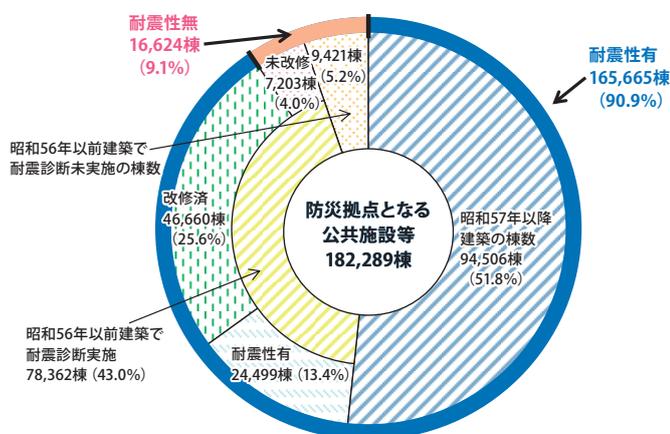
	全棟数			昭和56年以前建築の全棟数に占める割合 C/A	耐震診断実施棟数 D	改修の必要がない棟数(耐震性有) E	改修の必要がある棟数 F	改修済の棟数 G	平成27年度耐震済の棟数 B+E+G=H	平成27年度耐震率 H/A
	A	昭和57年以降建築の棟数 B	昭和56年以前建築の棟数 C							
1 社会福祉施設	20,688	12,010	8,678	41.9%	6,545	3,568	2,977	1,991	17,569	84.9%
2 文教施設（校舎・体育館）	106,326	47,323	59,003	55.5%	58,436	16,198	42,238	39,860	103,381	97.2%
3 庁舎	8,499	4,355	4,144	48.8%	3,446	940	2,506	1,399	6,694	78.8%
4 県民会館・公民館等	16,183	10,151	6,032	37.3%	3,784	1,499	2,285	1,071	12,721	78.6%
5 体育館	4,718	2,899	1,819	38.6%	1,231	352	879	545	3,796	80.5%
6 診療施設	2,764	2,097	667	24.1%	470	205	265	131	2,433	88.0%
7 警察本部・警察署等	5,245	3,541	1,704	32.5%	1,021	326	695	521	4,388	83.7%
8 消防本部・消防署所	5,982	4,076	1,906	31.9%	1,477	692	785	514	5,282	88.3%
9 その他	11,884	8,054	3,830	32.2%	1,952	719	1,233	628	9,401	79.1%
合計	182,289	94,506	87,783	48.2%	78,362	24,499	53,863	46,660	165,665	90.9%

(4) 耐震性が確保されている棟数の内訳（図2）

耐震性が確保されている16万5,665棟の内訳は、次のとおりです。

- ① 建築基準法が改正された昭和56年6月1日以降の建築確認を得て建築された建築物…9万4,506棟
- ② 昭和56年5月31日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性能を有する」と診断された建築物…2万4,499棟
- ③ 耐震改修整備を実施した建築物…4万6,660棟

図2 耐震性が確保されている棟数の内



3 防災拠点となる公共施設等の耐震化に係る地方財政措置

調査結果から、耐震化は着実に進んでいることが分かりますが、依然として耐震性が確保されていない施設が見られます。また、平成28年4月の熊本地震では、災害応急対策の拠点となるべき市町村庁舎が、耐震性の不足により使用不能となり、災害応急対策の支障となった事例も生じました。

こうしたことも踏まえ、総務省では、耐震化に活用できる緊急防災・減災事業債（充当率100%、交付税措置率70%）を平成29年度以降4年間延長しました。また、昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業に活用できる市町村役場機能緊急保全事業を平成29年度に創設することとしたので、地方公共団体に対して、これらの支援措置を活用して耐震化に早急に取り組むよう働き掛けていきます

※防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査報告書（平成28年12月）リンク先

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h28/12/281222_houdou_2.pdf

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 震災対策係
TEL: 03-5253-7525